

令和元年度 第14回運営協議会会議録

日時：令和元年12月3日（火）午後2時～

場所：奈良県広域消防組合 天理消防署 3階会議室

出席者7名（ 、 、 欠席）

局長：皆さんこんにちは。定刻よりちょっと早いですけど、皆さんお揃いでございますので、只今より第14回運営協議会を開催させていただきます。まず初めに並河管理者よりご挨拶をさせていただきます。

管理者：改めまして、こんにちは。運営協議会、今回で第14回目でございますけれども、それぞれ12月議会の大変お忙しい年末の時期に、こうしてご参集いただきまして誠にありがとうございます。本日の議題といたしましては、令和2年の臨時議会に向けて様々ございますけれども、その前に皆様方のお許しをいただけましたら、先の8月の議会で 選出の議員からこれまでの入札のプロセスについて、色々ご質問をいただいた部分がございます。実際に8月以降DBOの関係で設計、施工、運営の一連をやっていただく事業者選定の実際公募に入っておるんですけども、そこに至るまで誰がいつどういう意思決定をしてきたのかという所ちょっときちんと整理をしておいた方がいいだろうという事で、以前、委員の皆様方にもご相談をいたしましたけれども、本市の副市長、警察OBの危機管理監と警察から出向で来ていただいております主幹と3名で調査委員会を組みまして経緯を纏めた部分がございます。ですので議事に入る前に取り纏めた結果をご了承いただいたら、その委員の内、副市長と危機管理監が来ておりますので、皆様方にご説明をさせていただきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。そしたら入室を宜しくお願いします。

委員：失礼いたします。

管理者：それでは議事に入る前に調査の委員会の報告をという事で、委員の皆様方にご了承をいただきましたので、ご説明の方、早速、宜しく願いを致します。

副市長：失礼いたします。私、天理市の副市長の藤田でございます。どうぞ宜しく願い致します。私共は去る8月の26日に組合管理者の方から、既に組合で入札公告を行っておられる新ごみ処理施設、特に焼却施設の整備に関わりまして入札参加資格要件等の適正性等を検証する為に調査委員会を設置したという事でございまして、その委員をして欲しいという命を受けたところでございます。私以外には本市の寺田総務部長、それから今日、横に座っておられます中本危機管理監、県警の方から出向してきております直井防災安全課主幹、この4名で調査を行わせていただきました。本日はお手元に配布していただいているかと思いますが、資料に基づきましてその結果を報告させていただきたいと思っております。座って失礼いたします。まず、調査のポイントという事になるんですけども、大変失礼ながらの話になりますが、やはり調査でございますのである程度疑いの目を持って見なければならな

いという事で、4点注目して調べさせていただきました。まず1点目は基本計画の策定なり、事業方式の検討の段階から例えば特定の事業者の参入がありきというような、そういうふうにも思われるような状況ではなかったかどうかという事。それから2点目といたしましては、入札参加資格要件の合意形成が同様に特定の事業者ありきという事ではなくて、競争性を確保しながら適正になされていたかどうか、この点でございます。それから3点目は入札のスケジュールでございますが、募集選定のスケジュール等において、特定の者が有利になるようなそういうスケジュールにはなっていないかどうかというような事が3点目。それから4点目でございますが、本事業への参入を考えている事業者に対して、組合事務局の対応が結果的に特定のものに有利になるような行いという所がなかったかどうか。この4点を中心に調査をさせていただいたところでございます。調査の方法といたしましては、関係書類の書面調査とそれから事業者の選定、発注支援業務の受注いたしておりますコンサルへのヒアリングと、この2つの面から調査をさせていただいたところでございます。そして調査結果につきましては、お手元でございますように調査報告書(1)、それから(2)という形で取り纏めをさせていただいております。結論からまず申し上げますと、これまでの入札公告の事務としては極めて適正に処理されているというふうに結論を判断したところでございます。なお、調査報告書(1)につきましては、ごみ処理施設の計画段階から本年の入札公告までの事務の流れというものを先程の調査ポイントを意識しながら時系列で整理したものでございます。これは私の方から説明をさせていただきます。次に、調査報告書(2)がございまして、(2)の方につきましては、今申し上げました調査のポイントに沿って、入札参加資格要件の合意形成なり、又、入札のスケジュール、それから事務局の事業者への対応とこういったものについて調査員が検証をしたものでございまして、これは中本危機管理監の方から説明をさせていただきたいというふうに思っております。それではお手元に配布させていただいております報告書(1)の方から説明をさせていただきたいと思っております。まず、調査報告書(1)の方でございますけれども、まず、組合発足の1年後になりますが、平成29年3月に基本計画書を策定されておられます。この内容としては焼却施設の規模が284t/日2炉構成という事でございます。そしてこの基本計画の中では概算経費というものも算定する必要がございますので、計画処理量と同等規模の施設を建設した事のある民間事業者8社に、この時の受注いたしております[]というコンサルの方から直接見積依頼をかけております。この段階で事業者も8社程度あったという事でございます。続いてその基本計画に基づきまして、専門家の意見を纏めるという事で新ごみ処理施設整備検討委員会というのが29年度にスタートされまして、最終30年の3月にこの検討委員会の答申に基づく基本仕様書というものが策定されております。この中では日量につきましては284t・2炉構成、これ変わっておりません。そして処理方式につきましては焼却方式、色んな処理方式ございますが、ガス化溶融方式とかというようなものもございまして、最終的に焼却方式が優れているという点でこれを採用されておられます。そして同時に事業方式の検討というようなものも平行して議論されておまして、この時には民間事業者の参入意欲を探るというような事も含めて、先程の基本計画の所で回答のあった5社、焼却施設については5社に意向調査をされている状況でございます。そしてその意向調査とVFMの算定結果も踏まえて最終

的に事業方式としては公設民営方式（DBO方式）で導入する事が望ましいというような結論を得て、そしてそれを30年5月の運営協議会の方に諮っておられるという事でございます。これは2ページ目でございます。今までこういう事で、まず第8回の運営協議会の方でDBO方式という事が確定したという事でございます。そしてその後、更に事業者の選定、発注支援業務の方を [] という所に委託をして、又、国の補助金なりをもらってくる地域計画策定の方に取り掛かっていくわけですけど、この段階でも焼却施設については7社の方に見積依頼をして、広く競争性を確保するというような措置が採られているという事ございまして、この件に関しましては至極当然の事でございますけれども、適正に整理をされているというふうに判断できると我々は思っております。次にある程度計画は決まりましたんで、次には事業者の選定委員会の方に入っていくわけですけども、まず30年の12月の10日に第1回事業者選定委員会が開かれております。これに向けての作業が少し手前の方から事務局の方でされておられまして、まず1番のキーになる所が、入札参加資格の要件をどういうふうに決めていったかという事なんですけども、一番の取っ掛かりは3ページご覧いただきまして、3ページの一番上に10月18日の記述がございます。ここで初めて [] の方から事務局の方に提案がございまして、プラントメーカーの参加資格要件に関しては、まず1つ目が清掃施設工事の経審の点数1,000点以上、これに加えて実績要件といたしましてはDBO方式で元請として高効率ごみ発電施設が100t/日以上且つ2炉以上の竣工実績を1件以上あると、これでいいかという、これが一番のスタートの問いかけでございまして、これは何故こういうふうにしたのかという事を我々調査委員会の方で [] の方にヒアリングをいたしました。その結果、分かった事は施工上の担保として建設計画と同等の施工実績をやっぱり必要だというふうに考えた、至極当然の事でございますがそういうふうに考えたというふうに確認をいたしました。その後、事務局との色んなやりとりの中で最終的に3ページの下の方にちょっと纏めという形で記述させていただいておりますけれども、まず、組合事務局と [] との打ち合わせにおいてこの参加資格要件というのが決定されていったという事でございますから、本当に事務的な打ち合わせの中でこの要件というのが決まっていったと。そして次の4ページご覧いただきまして、要件の中でも特にDBO方式による元請での竣工実績の要件というものについては、これは [] からの提案でありまして、これについては終始考え方のブレっていないのは一切ございませんでした。そして後もう1つ気になります選定のスケジュールでございまして、こちらの方も適正な期間を採って書類の提出期限等設定されているという事で確認をいたしました。これらの提案（案）に乗って30年12月10日に第1回事業者選定委員会が開催されております。そこで決定された事は、まず焼却施設の入札参加資格要件といたしましては、プラントメーカーの施工実績、これがDBO方式で元請受注をし、そして高効率ごみ発電による1炉あたりの100t/日これが×2という事で合計200tになりますが、これであって竣工実績が過去10年間で1件以上あると、これはプラントメーカーの施工実績を必要としておりまして、そして焼却方式はストーカ式又は流動床式という事で。施設の運営実績でございますけれども、これもDBO方式で元請受注し竣工したものについての運営実績が1件以上というふうに決定がありました。この決定を受けまして、入札公告に先立っ

て事業費の算出等必要でございますので、その見積依頼先についてもこの場で協議をして焼却施設については7社に依頼しますという事も了承を取っておられます。そして事業者の選定のスケジュールについても適正という事で提案どおり了承されているという事でございまして、この入札参加資格要件のここまでの合意形成というものにつきましては、極めて妥当であるというふうに我々も判断いたしました。そしてその方式に沿って30年の12月17日、4ページの下の方ですが[]の方から組合管理者名で技術提案書の依頼というものをされております。この時も焼却施設の方は7社でございました。ただ、最終的に結果的に回答の方は2社しかなかったという事で、これがちょっと後々問題になってくる所かなというふうに思いますが、取り敢えず7社に出したという事で幅広く競争性を確保しながらという考えが働いていたというふうに考えております。そしてその7社に技術提案を依頼した後、後の話でございますけれども、次、5ページの上の方になります。31年1月28日に[]の方から情報が入って参りまして、今、この時点では7社声をかけたところ4社の辞退があったと。このままでは実際の入札した時には参加資格が少数になる懸念があると。尚且つ、今、見積依頼している1社については実績を確認したところ、入札参加資格要件を満たしていない状況であるという事で、更に減る可能性があるので参加要件の緩和を検討されたらどうですかという話が出たという事でありませう。しかし、これに関しましては、管理者の方でまず事業者選定委員会の正副委員長に意見を求めてみて、その結果、又考えようという事で意見を求めましたところ、1社の為に参加要件を変えるという事はよくないというご意見でございまして、それを踏まえて31年2月25日、この組合定例会の後の懇談会という形で首長の会議でございまして、ここで諮って最終的には当初の参加要件を維持して公平、公正な条件の下に入札を行う事は適当であるという事で、全員で合意に至っているという状況でございます。その後技術提案書の提出期限というのがきたわけでございますけれども、最終的に提出事業者が2社だったと、この内の1社は入札の参加資格要件を満たしていないという事であると、こういう事でございまして。これを踏まえながら最終、一旦は今年の令和元年5月7日に実施方針及び要求水準書(案)を公表したという事でございまして。この後に公表しておりますので、これでオープンになったわけでございますけれども、これを受けて事業者からの動きがございました。まず質問、意見というものが出来参りまして、令和元年5月21日が期限となっておりますが、この時に出て参りましたのが(1)に書いております参加資格要件についての問い合わせでございます。この時にはこの参加資格要件を満たしていない事業者から参加要件の解釈についてこういう事ではどうですかという事が出てきたわけですが、厳密に言うと資格がないという事で事業者への回答についての事前整理の中で、[]の方から参加資格要件というものをその会社の主張している要件というのは認められないという事で却下をいたしております。そして契約の形態に関しましての話でございますけれども、こちらの方は内容はプラントの設計、建設及び建築物等の設計を行う者が元請であって、施設の建築物等の建設を行う者を下請けとして、こうやってスキームで応募していいかという問いがございました。これに関しましては事業者へのヒアリングを経て、最終的にはプラントメーカー単独の受注でも可とできるのではないかという事になりまして、これも運営協議会に諮って最終的にはプラントメーカー単独受注も可とするという事

で、合意形成がなされているところでございます。何れも全て適正に手続きを踏みながら合意形成をされているという事で、一点の曇りもないというふうに我々も判断をいたしたところでございます。その後、元年の8月6日に組合定例会で[]議員の方から一般質問があつて、今回の調査に及んだという事でございます。入札公告の当時は一応、焼却施設の入札につきましては、最大で6社まで参加可能というような状況であつたという事で、これは確認取れておりますので競争性も十分に確保できているという事で、特定の業者ありきという事では決してないというふうに今我々も判断をいたしておるところでございます。今、時系列で申し上げた所、時系列の並びの中で簡単に判断を交えながら説明をさせていただきます。この後個々の詳しい所につきまして中本管理監の方から説明をさせていただきます。

監理監：失礼いたします。今回、本調査委員の1名として命を受け調査に携わる事になりました天理市くらし文化部危機管理監の中本でございます。宜しくお願い致します。座って失礼いたします。私の方からは先程藤田委員から示された4つのポイントとなります事項について、関係書類それから組合事務局及び事業者選定発注支援業務委託コンサル社である[]の各担当者に対してヒアリング実施した結果を更に若干突っ込んだ内容を具体的に纏めて調査報告書に示しております。その内容の概要について説明させていただきます。まずポイント4としてされました事務局の対応が特定の業者に有利になるような対応がなかったのかという点について、報告書第1項から第3項にかけての配置で整理させていただいております。新ごみ処理施設（焼却施設）でございますが、これに係る入札公告前の技術提案書、見積を含めた技術提案書を提出しているプラントメーカー2社、事業名については（イ）社と（ロ）社という事で仮称で報告しておりますが、その対応状況について検証をいたしました。その中で平成29年3月本事業計画策定に伴う事業見積を依頼する対象事業者として抽出された抽出経緯並びに抽出したプラントメーカーに対する組合事務局員の対応状況、又、管理者、事務局長による公平、公正性を確実に担保する為の指示及び指導監督状況について確認しております。次に報告書第3項から11項中段にかけての第2では参加資格要件に係る事務手続き等の適正を確認する為、組合事務局及びコンサル社担当者に対するヒアリングを実施し、検証した結果を報告しております。その中で平成29年3月の本事業基本計画策定に伴い基本計画に係る計画ごみ処理量と同等規模のエネルギー回収型廃棄物処理施設建設の実績を有すると見込まれるプラントメーカーの内1社として抽出し、当初から基本計画策定に伴う事業見積に応じて提出していた仮称（ロ）社に関しまして、その後、昨年30年11月26日になりますけども、組合事務局が（ロ）社が参加資格要件に該当していない可能性を把握した状況、そして同把握事項に対するその後の対応、具体的には管理者の指揮状況、運営協議会での総意に基づく合意形成状況について確認しました。具体的な状況につきましては報告書7項上段から8項中段にかけて示している通りでございますが、先程も藤田委員から若干説明触れられた部分でもございますが、事務局から報告を受けられた管理者の指揮によりまして、参加資格要件の緩和に係る判断は組合の独断の判断ですべきではなく、関係市町村の合意を得るべき案件として事務局に対し、事業者選定委員会正副委員長の意見を聴取した上、その意見を参考として関

係市町村の合意を諮るとの指示が速やかになされました。そして選定委員会正副委員長それぞれこれまで合意形成している参加資格要件を1社の為に緩和する事は妥当ではないという意見を聞かされ、同意見を踏まえた上で管理者からこれらの条件の下、競争性を確保した方が望ましい、構成市町村の合議に諮った上で判断するとの方針がなされました。これを受けて平成31年2月25日組合議会で議事終了後の組合関係市町村の懇談会におきまして、参加資格要件はそれまでの間に積み上げた事業者選定委員会、そして当運営協議会での合意形成した事項を尊重し、緩和しないとの総意による意思決定がなされたものであり、その合意形成プロセスにおきまして公正な手続きがされている事を確認いたしました。又、本年5月7日に実施されました実施方針、要求水準書(案)の公表の後、エネルギー回収型廃棄物処理施設に関して仮称(イ)社から、マテリアルリサイクル推進施設に関して他1社の合計2社から質問事項を出され、その内容についてのヒアリング結果から契約形態を建設JVのみとしていたものを、建設JV若しくはプラントメーカー単独受注を可とする事に変更されました。この部分につきましても先程藤田委員から若干説明のあった所ではございますが、特定の業者の都合ではなく建設JVを組みにくい業界全体の課題がある事が把握されたので、合理的な修正の範囲と判断されて修正された事務手続きの過程におきましても、管理者の指揮の下、当運営協議会に修正の可否を諮られ、関係市町村の総意として合意形成されたものでございまして、特定のプラントメーカーに便宜を図る等の恣意的な判断は全く介在しておらず、適正な手続きを経た上での合理的な修正になった事を確認いたしました。又、本年8月16日に実施された入札公告における事業選定スケジュールに関して、競争性を確保する日程的に十分余裕のあるスケジュールとされているか否かの点につきましても、先程ポイントとして藤田委員から若干触れられた通り合理的、適正な日程としてスケジュールされている事を検証いたしました。各検証結果の詳細につきましては、報告書で記述させていただいてるところでございますが、結論といたしましては、本市調査委員会での検証結果及び判断といたしまして、報告書11項中段以降に記述しております通り、本事業に関する入札参加資格要件の決定経緯に係る合意形成の手續きにおきまして、事業開始当初から翌平成29年3月に策定合意された事業基本計画の基本方針に則り、環境にやさしい施設、安全性・安定性に優れた施設、循環型社会に寄与する施設、周辺地域との共生のとれる施設、環境教育の起点となる施設、防災機能に優れた施設、経済性に優れた施設の整備を目指す中で、将来に亘る建設運営の信頼性、信用性を重視し、これらを確実に担保する為の実施方針、要求水準書を決定するまでの各段階におきまして、構成市町村の合意形成を諮る透明性を確保した手續きを確実に経て、公正、公平性を担保した上で決定されたところでございます。事業の基本方針を一貫して尊重して進む。複数、先程藤田委員からもありました少なくとも6社のプラントメーカーが参加し得る競争性を担保した参加資格要件となっており、これらの合意形成プロセスの各段階におきまして、手續きが適正に履行されていたと認める所に矛盾はない事と判断いたしました。以上でございます。

管理者：はい、ありがとうございます。今日は参考資料はお配りはないんですね。お配りしていないんですけど8ページの所に資料一覧というような事で書いてありますが、今回、調

査報告書を纏めるに当たっては、全てのものをですね、恣意的に選出する事なく、当たって欲しいという事で言いましたので、実際のコンサルとのメールの原文であったりとか、打ち合わせ記録でありましたり、場合によっては音声データも含めて今回の報告書を纏めるに当たっての一次資料というのをセットで纏めた部分でありますので、我々としてはどこから何を突っ込まれても、この通りであるというものかなというふうには思っております。説明がちょっと全部一通貫でしたので、思い出していただきながらというところになりますけれども、やはり一番のポイントは焼却施設で、2社は出す意向を持っていたようなんですけども、1社がその実績要件が合わなかった為に出せなくなったという部分と、実際に8月の16日以降に今参加の申し込みの時点では1社ずつという状況なので、これから物理的にもそうですよね。

局長：まあ今の所はまだ分かりません。

管理者：まだ受付けてるんですけど、受付中。でもあれもう何が終わった、9月の時点でありましたですね。何でしたっけ。9月の時点で締め切ったのは何でしたっけ。9月の時点で出さないといけないものがありましたよね。

局長：要するに参加の。

管理者：そうですね、書類審査のやつに申し込んできたのがってやつですね。じゃあ物理的にはまだ申し込み来れるわけですね。

局長：申し込みはできないですけども。

管理者：申し込みはできないけれどもという事ですね。まあ数でそのままいった場合におそらく議員と同じような事を今後言うてくる人というのは居て、その時に結局どこに見積を出して、その時に参加要件がどうだったのかというような事は、色々聞かれると思います。4月の段階で実際に仮に出してこられた所が何個か分かりませんが、その内、最優秀提案という形で選出をして、それから臨時議会にかけていく形になりますので、その臨時議会の際にもきつと、何故こういう意思決定プロセスなんだという事は聞かれると思いますし、8月の段階でテレビカメラも含めて来ておりました。マスコミも来ておりましたので、色んな事聞かれると思いますので、むしろ積極的にこういうきちんとした意思決定プロセスやったという事は我々の方から発信をしていく必要があるかなと思います。そうでないといらぬ話が出てきてもいけませんから。ただ、今、調査委員もメンバー来ておりますので、ちょっと今の説明について皆様から分からない点とか、ちょっと詳細ここ聞かせて欲しいという、ご質問あったら是非お伺いしたいと思うんですが。如何でしょうか。

：いいですか。こんだけ努力をしていただいている事は私達もよく分かります。で、これはこんな事務局もどちらも分かるのか分かってないのかあれなんですけど、見積を参加し

なかったという事は、例えば業界内で、もうみんな手一杯なんでもう見積出したところで落とすつもりはないと。だったらそんな無駄な色々と相当経費が掛かると言うんで、そんな無駄な投資はもうできないというような状況でこうなったんやろうか、それとも何か別の何かがあってこうなったんやろかで、大分僕らの考え方違ってくると思うんですけど。この辺は分からないんですかね。

局長：その辺はそれぞれの業者の事情がありますんで、我々としてもこれが原因というのはちょっと分かりませんが、取り敢えず発注している数が多いというのは事実ですけども。だからといって原因が何かというのはちょっと分からない。

■：そうですか。その状況で全然答えが違ってくるように思いますんでね。

局長：想像の範囲くらいでしか分かりませんので。

■：成程、ようけみんな仕事持ってるんでね。もう要らん金使いたくないというのもあったんかなと思ったりするんですね、業界側から言わせたらね。でなかったら喉から手が出るほど欲しかったらもっと出てくるはずですんでね。

管理者：世の中色々な話が勝手に沸いて出ますんで、聞こえてくるお話としてはもうここに関してはもう決まってる所があるんだろうから出しても仕方ない、行かなかったと他の業者が嘘吹いてるみたいな話の実しやかに聞こえてはきます。結局、それがでも本当にその人達がどういう情報を得て言ってるのか、何に基づいて言ってるのか、本当に言ってるのか、全く出所が分からない部分なので、結局、我々としてはちゃんと意思決定プロセスがなされていて、物理的にというか、制度上はどこでもちゃんと受けられる体制もしていたし、どこかの企業しか出せないような要件であったりとか、或いは期限設定であったりとか、どこかを運営協議会でお諮りする時にみんなが念頭に入れてたような形でやったっていう事ではないですんで、形式というか段取りの部分においてははっきりそこはやっていきたいねという所をきちんと立証していく以外に、人の口には戸が立てられないという話に対して反論する術がないなあというところですよ。

■：巷の噂やったら、例えばあれですよ、もう順番決まってあるよってに手出したかってあかんよって辞めやっつて。

管理者：何でもそれは。

■：そんな噂かな、流れるんやったら。

■：この報告書の中で（ロ）社っていう表現の仕方をされている事業者っていうその部分でね、ちょっと先戻ってるねんけど、確か会長の方から選定の条件緩和の話がちょっとあっ

て。

管理者：2月25日。

■■■■：どこまでどうあったんかっていうのがちょっと全てを記憶しているわけではないんやけど、まあその緩和の話があって、その時にこういう話があるんやけど皆さん方どうですかというような話があって、その時に当然、会長の意見もあるし、我々それぞれに考え方も何名かは言うたんかなと思うんやけど、その時に条件緩和をしてしまうと、今までやってきた事、しっかりとコンサルにもお願いしてやってきてる事が、その（ロ）社の為に緩和をしたのではないか、若しくはそれをやる事によって総崩れになるようなこういう問題も当然これあるので、やっぱり当初に決めた通りしっかりやるという事が後から疑いをかけられない一番の方法やろというような、確か話があってほんでまあそうかなという事でいてんけど、結局この（ロ）社からまあこういう意見が、要は最初は全てDBOやから全てを1つの部分として請負を今までした業者、そういう実績をもってと。で、この（ロ）社の場合はDBの部分だけ、Oの部分は後から公として引っ付けたと。それで条件緩和ならんのかと。ここで言うてる話は恐らくね、そういう条件で入札に参加できるやろうという事で、さっき■■■■言いはったように、相当という表現がいいのか悪いか分からへんけど、幾らいくばくかは投資したんやと。

局長：見積を出すのにそれだけの労力もかかりますし。

■■■■：労力も他でも投資したんやろ、そういう話の中でそこにはね、やってんのに参加をさせてもらえないのはどういう事やと、そういう不満がおそらくこの結果になってるん違うかなと思うんやけどね。せやからあの時確か並河管理者もそういう意見と、我々もその通りやとやっぱり厳しくやるべきやというみんなの全員の合意の下でなされた話なので、それには間違いは我々としてはないと。ただ、その後の動きとして（ロ）社の方から投資されたというふうにここでは書いているし、我々もそういう話もちよっと聞かせていただいでるので、その後（ロ）社からは何にも事務局に対してその後は一切申し入れ、若しくはそういう類いの話というのはないという。

局長：ないです。

管理者：5月が最後。

局長：だからこの質問の所です、正式に質問として挙がってくれたら載せやなあかんけども、向こうから取り下げたという事でこの問題は載せてない。そこから以降はその業者からの意見というのはないです。

■■■■：という事は、それがこの前の話にすり替わってるという理解になっているのか。

局長：まあちょっとその辺は我々も何とも言えませんけども。

管理者：推測の範囲ですが、そういう不満が巡り巡って色々な所に話出るといいう事は十分あり得る話かなとは思いますが。5ページにあって、当時、[] 就任される前の話なんであれですけど、5ページの2月25日の組合議会定例会後の懇談会の議事っていうのはしっかりと全部再現できる状況にはなっております、そこで今、[] 仰っていただいたように有り体なやり取りの中で2個しか反応がない、内の1個がそういう形で実績要件で無理であると、今、この要件を緩和しないという事はイコール道筋が決まってしまうような事と、ほぼイコールだという認識も有り体にお話しをさせていただいた中で、勿論私もそれぞれ（イ）、（ロ）がどこの企業かっていう事は名前すら知らない状態で臨んでおったんですが、そこにうちの事業者選定委員会の委員長と副委員長の意見ヒアリング、特に副委員長の方からでしたかね、1社の為に替えるのはよくないというコメントがありましたよという事も共有させていただいたところそうだったところだと思いますんで、もし将来的に（ロ）社なり、その何故（ロ）社が出せるような形にしなかったんだと、そうすりゃ競争性が働いたんじゃないのかっていう話が出てきた際には、この辺がポイントになってくると思いますし、調査委員会の方とも大分やっていただいたと思うんですけども、何で実績要件がないにも関わらず12月17日の時点でそれを見積をしたんだと。それが[] 議員も言っていたポイントだったと思います。つまりそこをちょっと混同して捉える方からすると、あくまで技術提案書自体は5月に発表した実施方針とか要求水準書を作っていくにあたっての、予定価格を決める為の参考資料として世の中の状況を知りたいが故なので、参加意向を聞くのとは質が違うという事ですね。そこを混同している人からすると、何で出せもせん所に聞いたんやと。出せもせん所に聞くはずはないやろうと、本来的には、聞いた以上はその時点では出せたんやろうと。それが何か中で作為的に要件を変えて出せなくしたんじゃないんですかっていうのが[] 議員の仰っていたポイントだったんだろうと思うんです。それが出せないだろうという事は大分前から分かってたんですね。今回の調査の所からすると、[] は。

委員：そうですね、大体この12月17日より少し前に分かってたとは思いますが。

管理者：で、それを敢えて、でもその依頼を出したのは。もいっぺん皆さんが確認した事実関係で。

委員：調査報告書の5ページから6ページ、7ページにかけてその辺りの事を纏めさせていただいておるんですけども。5ページの一番下の段ですね、30年11月26日時点で（ロ）社が本事業の参加資格要件に。

管理者：5ページというのはすみません。

委員：調査報告書の（２）の方でお願い致します。参加資格要件に実績面で充足しないであろうという事を組合事務局がコンサル社からの報告を受けて認識しつつ（ロ）社を技術提案対象とするプラントメーカー7社から除外しなかった理由についても確認いたしました。その結果ポツ3つで纏めており、公表する実施方針、要求水準として最終確定したのではなく、以後の選定委員会等での審議によっては、公表までの間に要件変更となる可能性は全くないというわけではないと同時点ではなかった事、市場相場観を把握する上で、できるだけ多くのストーカ式焼却方式又は流動床式焼却方式が可能なプラントメーカーの見積を確認する事が本事業に有用であると判断された事、そして実施方針及び要求水準を公表する前に（ロ）社を除外する事により、（ロ）社に適合しない実施方針及び要求水準を既に確定しているかのように推察される事を避けるべきである事というこれらの各事由を考慮されて（ロ）社に対して技術提案を依頼対象から外さなかったという所でございます、その段階におきまして技術提案依頼の位置付けについての作業を確認しました。それについては技術提案、見積の依頼という事項につきましては先程管理者の方からも若干話されていましたが、組合事務局及び[REDACTED]においては技術提案依頼に関してはあくまでも計画処理量と同規模の施設建設実績及び運営実績を有するプラントメーカーの予定価格について市場相場観を的確に把握する為に実施するものであると位置付けて実施したという事でございます。従いまして、次項になるんですけども、技術提案見積は入札参加意向確認と同一視するものではなく、結果的に参加資格要件に満たなかった（ロ）社に対しても見積依頼した手続きについては（ロ）社に参加意欲を煽る結果を招きかねないとの指摘を受ける可能性がある事は確かに否めない所ではございますが、あくまでこの事業におきましては、市場相場観を把握する為、より多くのプラントメーカーの見積を確認する事が有用であるとの判断の下、事業者選定委員会での審議、それから正規の意思決定手続きを経て判断されたものであって、見積依頼行為自体が事務手続き上の瑕疵には当たらないものという事で、組合事務局とコンサル社では判断し、認識を共有されていた上で、更に今年の意味決定プロセスでも合意されて実施されたところでありますので、瑕疵はなかったというふうに委員会では判断しております。

管理者：この辺のやりとりは議事録等から明らかになってるわけです。

委員：聞き取り、それから一部議事録確認しております。

管理者：だからちょっとそこはややこしい所なんですけど、（ロ）社からしたら舐めてんのかという部分であり、（ロ）社の営業担当か何かはもう既に一部手を動かしてもらって社内経費が発生してたとしたら、まあ中でシバかれてたとしても全くおかしくはなからうと。何でそんな事をきちんと確認もせんと、出せもせんやつにやらせとんねんっていう話にも常識的に考えればなってる可能性は大ですし、そこにおいて5月の時点でこれ変更できないのかっていうふうに言うてこられたわけですけども、不満がないはずはないと思われま。

[REDACTED]：まあそういうこっちゃやわな。

■：事業者選定委員会 12月10日の事業者選定委員会で参加資格要件っていうのは確定した、最終確定。

管理者：そこはどういうふうに判断されるか、12月10日の時点。

■：調査報告書(2)の6ページの中段。

委員：12月10日の事業者選定委員会でここで一応決定はされておられます。

■：そうですね。その上の方のチョボ3つで最終確定したものではなく、以後の選定委員会等での審議によっては公表までの間に要件変更は全く可能性がないわけではない事って書いてあるんだけど12月10日の時点では最終確定して12月17日には、又、依頼している流れ。

委員：最終ではない。この時点で一旦決まったという事です。

■：一旦決まった。まだ変更の余地は残ってたという事ですね。

委員：まだ最終公募が5月になりますので、そこまではまだ変わる可能性はあると。

■：あるという事で認識したと。

委員：その時点ではこの第1回の実業者選定委員会では一旦これで決まってる。

■：ある程度変更の可能性はあるけど、ある程度決まって見積をっていう流れっていう事ですね。

管理者：つまりその12月10日の時点では私も含めて、縷々協議会のメンバー自体には意思決定諮られてない状態ですね。

課長：いいですか。今、■が言われた件につきましては12月10日に一旦事業者選定委員会の中では一旦はこれで行きますよっていう流れは決まりました。ただ5月7日の実施方針の公表までの間、管理者決裁等は事務局としては何も持っていない状態ですので、それを以って100%確定したという認識はしておりません。先程藤田副市長の方からも若干ありましたけども、その12月10日以降で色んな懸念される所も若干まだありますんで、その決定した流れが5月7日までの間に若干、又、修正が可能、をしなくてはいけない状況にあるっていう意味合いのものも含んでおりますんで、事務局としましてはあくまでも管理者決裁等の前に運営協議会の方に各首長の方に内容の方を提示させていただいて、ご了承

承いただいたものを以って管理者決裁という形の事務処理をやっていきたいというふうに常々思っておりますので、そういう流れからすれば12月10日はまだ確定ではないというふうにご理解いただきたいと思います。

管理者：2月の運営協議会で例えばやっぱり要件変えようってなってきた可能性もあったわけなんです、なればこそ1月28日にコンサルからはこのままいったら事実上決め打ちみたいな流れになっちゃうけど、それでもいいのと、緩和しますかどうしますかという問いがあったという事なんです。何かご不明な点とかございませんでしょうか。

■：管理者が言うていただいた事を思い出しながら、そうやったな、そうやったなって。

■：そやな、いちいち全部頭に入ってるわけじゃないんで。あの一つだけ、よくよくまあここまで至ったと。しかし事は進んでいかんな。我々がよく経験する一般建築であれば、例えば指名競争入札とします、或いは一般競争入札とします、1社しか来ない場合もよくあるんですよ。その場合は競争性がないという事で、再入札をするという事もあります。その中で再入札、或いは再々入札の段階くらいで何とか決まっていくという事になるんですけど、それは通常の一般形式であれば対応できる幅って広いんですかね、業者の幅。ところがこれ2社しかないから言うて、再度やる言うたってやりようないですなこの状態やったら。普通一般建築やったらもう1回やろうという事になるけど、言いようないのと違うのこれ。

管理者：一つには一番最初の入札のルールで、2社とか3社来ないともういっぺん仕切り直しますっていう、予め決めてるケースがあると思うんですけども、今回に関してはそれはなかったと。ただし、今回調査委員会を立ち上げる時点では、私自身も色んな議会で言われた、それに付随して色々雑音が聞こえてくる中で、実は相当精神的にも考える中で相当後ろに倒れる、時期的に後ろになってしまうというリスクを冒しても、ガラポンにした方がいいのかという事も考えたのは事実です。もう非常の手段ですけども。ただそうなる為にはそれぞれプロセスがあるので、よっぽど瑕疵があるとかっていう事ならともかく、何も瑕疵がないのに、或いはどっか特定の業者の為に何か作画的にやったら形式がないのに、それをこうひっくり返すのも如何なものだっていうところがある中で、今回調査委員会のメンバーには客観的に確認できる証拠書類を全部辿っていったとして、これで突き進んだとしても、どこかしらに疑義を差し挟むようなところは無いだろうねという事を問うたわけなんです。で、これの中身であるにも関わらず、変えるという事では今の所、私はないのかなというふうには思っておりますけども。ですから法律ではない、もし仮に前回■議員の意見が出た。将来的には予算を考える、何個かに応じて欲しい、必ずしもでも今からもういっぺん要件を全部仕切り直して出したとしても、各所が出してくる補償は全くないわけなんですけれども、相当の期間が遅れてでもやるべきだと我々10人が思えば不可能では勿論ない事だというふうに思っております。

局長：ただ、参加要件の中で1社しか参加できない場合は問題だろうけども、まあ5、6社参加できる要件であって、たまたま1社しか。

管理者：制度上できないんじゃないかと、6社まで参加できるものだと。ちょっと冒頭やりとりはありましたけども、制度上は全然地球上で1社しか出せないようなものに全くしてるわけではなく、物理的には6つ手を挙げられる。6つ手を挙げられるレースだと。パドックに馬が入ってパドックのドア閉めた状態では今あるという事であります。

■：しかしまあ実際現実の話として、これガラガラポンにしてしまうとね、相当後ろに下がりますやんか完成が。こういう状況でガラガラポンやったら今までのようなスピードでちょっとやれませんか。

管理者：勿論、既にですから運用開始が5年度末になって、それまでの間に民間委託出していただいてるケースだったり、自治体によってそれぞれですけど、そこを変えないといけませんし。

■：そういう事を考えるとね、それももう不可能でっせ、この時期。まあそういう事で計画建ててうちも今年度不燃物の設計やって、来年度建築始めますからね。

管理者：ですので、もし私も素直に意思決定プロセスのどこかにちょっとでもおかしい点があるとか、何かここを疑われたらちょっとお話し辛いよねっていうような所がもし仮に委員会の方で確認されれば、こういう疑義を出てきたら元も子もないんで、仮に数カ月なり1年とか非常にそれぞれの自治体に影響が及んだとしても、全部ガラポンにしましょうという事、素直に申し上げるつもりなんですけども、今の報告書の中身の通りなので、言うたら勝手な世の中の噂話に踊らされて、本来後ろめたい事が何もない所をそうでもあるかのような行動になってしまうのかなというところです。

■：もうこうやって調査結果が出たわけであって、現に後ろ指差される所が一つも無かったという証明に私はなると思いますね。ですから今更この方法を変えとかいう必要さらさらないのでないかなと思います、私はね。

管理者：■、何かもしございましたら。

■：いやいや、仰る通りでこの結果が出た、そのまま全てでそれでよろしいんじゃないでしょうか。

■：今の工程ありきでね、おそらくどこの自治体も進んでると思いますわ。今日例えば私共の話をすれば今日の12月議会で■と■とうちとで積替施設事務組合作ります。そのうちの意思決定議会で通したんです。それで全部それぞれスケジュール通り動いてますん

でね。

■■■■：これ今更変えられへんわな。

■■■■：これが2年3年向こうになってしまうと、全部工程これ。

管理者：いや、変わると思います。

■■■■：どこともそうなんですよ。うちも来年度予算に施設整備の予算を組もうと思ってるんですね。それが延長になったら又、予算流さなあかん状態ですんで、絶対全部がそうだと思います。

局長：まあ工程がずれるどうのこうのよりも、今までやってきた事が問題がない流れでこのま
まいかせていただくという事でご理解をいただければと。

管理者：今回の調査結果って全部纏めておりまして、勿論あんまりこのままだと（ロ）社を隠し
ていても（ロ）社ってどこなんって感じで恥をかかせるような形になると余計に又、話が
拗れるので、若干の修正はあるんだろうと思うんですけども、もう既に結構しつこく8月
の時点でも取材にきた記者なんかは疑義がある以上変えたらどうやねんとかぐにやぐにや
言っていましたので、4月で最優秀提案者がちゃんと確定した時点で情報公開請求を待つま
でもなく、ここで今回確認した中身というのは、一通り表に出そうと思って、委員会の報
告とか委員会がこういう事を行ったという事を含めて、こっちの方から出しておいて、そ
れで議会にもきちんとこういう流れで我々は意思決定やってきたっていう事を言っておか
ないと、多分臨時議会を開いた時に何でじゃあ価格の面では高止まってんだとか、やっぱ
りおかしかったんじゃないかとか、間違いなくかき乱されると思いますので、積極的にこ
ちらの方から情報として出していった方がいいんだろうと思っておるんですけども。

■■■■：だから今、どこの議員か別にしても、ちょっと疑義を挟んでおられる議員がいらっしや
いますと。その議員は結局1社になるような形にして、お前ら1社を決め打ちして推して
んねんやろ、それはあかんの違うかという事なのか、これ足して比較できたらそれでいい
んじゃないかという考えをお持ちなのか、大分違いますよね。

管理者：前者だったと思います。

■■■■：攻撃をしている、そういうようなんで。

管理者：その彼自身の発案なのか、それともそのストーリーを表でやってくれっていうふうな勢
力があるのか、それは何とも分からないですけども、そっちの一方的な話が一部マスコミ
だったりとか、色んな方面に流れておる状況が夏から続いているんだろうと思うので、大事

な事はその方自身に納得してもらえらるっていうのはなかなかないと思うんですけども、冷静な第三者が聞いたり見たりした時にどっちがまともな事を言っていて、こっちが要は因縁をただ単につけられてるだけなのか、やっぱり何かちょっとこう怪しい所があるのか、そうじゃないよっていう所をどれだけ出していけるかによって、結局他の議員が議決をしていただく時にいやいやちゃんと全部あるやんかと。或いはその新聞社の一部記者が前倒れて突っ込んでいこうとしても、全部でも資料出てんねんやんなというそういう話だと思いますし、或いは何かおかしな所にタレコミ何かがあったとしても、もうこっちの方は全部出すべきものというのは、誰でもアクセスできるようにオープンにしているじゃないかと。そこまでやっておいていいのかなというふうに思っております。

■：それでいいんじゃないですか。公表すべきものは公表しといた方がいいと思いますわ。これね、おそらく誰がどうやとは言わんけど、一般的に誰しも考えるのは何で1社やのってというのはみんなが思うわけですよ、単純な思いですよ。そこで事が起きたなというたらうまい事しとる。すぐにこの話なるわけですよ。その為にもね、きちっと手続き通りやってんねんから、それを公表しといたら何を突っ込まれても、たまたま1社ですよ。

管理者：その通り、結果論なんで。

■：もっと来て欲しいねんけど、ここしか来えへんねんと。

管理者：いや、そうなんです。我々みんな来て欲しいわけです。

■：も1回やっても一緒です。

■：何回やっても一緒やと思いますわ。我々の所でも、うちでも1社しか来んようなやつで工事やってるやつありますわ。ほんで議会の議員からも、何で1社やねんと。そんな事言うたって1社しか来えへんねんからしゃーないと。何回やっても一緒ですよ。

管理者：多分仕切り直しても。

■：一緒です。結果、一緒ですよ。せやからうちの幹部で、どうしますと、■、首長やとか担当部署集めてどうするかっていう議論をした事ありますねん。そんなんでやり直しばかりしてたらね、そんな結果、一緒やっちゃうわけですよ。しゃーないねんから何も我々悪い事してないやんか。ちゃんと公表もしてやってるからそんでええやん。それでいけいけよと言うて今うちはやってますけど。

■：後にいく程高くなりますねん、結果的に。

■：で、たまたま今言うてるのは、1社やったら高止まりすると。この問題ですよ、やった

ら。そこがもうちょっとね、クリアできるようになればええねんけど。だけどこれは我々もなかなか難しいですわ。1社しかないねんから。例えば99で落としたりって、これもうしゃない話やろ。

局長：だからもう指名競争入札の場合はちょっと変わると思うんですけど、一般競争入札の場合は1社でもやむを得んのかなと。

■：指名ちやうもんな。誰でもどうぞってこの条件に合えば自ずとあれやからな。

■：まあ大体みんなこうやって経審の点数でね、特に大きなやつは経審何点以上とかいう形でやってんねんから、何や言われたってどうもこうもないんやから、せやから会長言われるようにしっかりと出してもうたらもう減るんちやうかなと思いますわ。

管理者：なので言わずもがなの部分ではあったんですけども、仮にここで我々がきちんと議論している以外の所で、勝手に俺が影響力があるみたいな事を言ってる人がいたとしても知らんと。或いはそういう自分の所で聞いたら下請けだったり何だったりみたいな話で、それが例えば議会であれ何処であれ違法性が問われるような事があった場合には、うちとしては契約を取り消すと。損害賠償も含めたあらゆる法的措置を検討するっていう宣言文を今ホームページには載せておりまして、その場外で勝手な事を言ってる人の口まで戸は立てられないので、そこは何ともあれなんですけど、今ですから確認していただいた中身が全てだと思いますんで、参考資料ってどうするんでしたっけこれ。

委員：事務局の方で保管してもらっています。随時ご覧いただければと。

管理者：で、あれですね、こっちの調査委員会の方でも原本全部ちゃんと押さえてるんですね。

委員：はい。

管理者：これが原本ですね。この参考資料の原本データとかどうさせていただきます。皆様方には。

■：そんな今バサっとくれても目を通されへん。そんな全員一通り目通してたら時間。

管理者：いつでも見れる状態でオープンにしますよという。

■：それ公開資料として、挙げる予定の。

管理者：情報公開できる状態に黒く塗らないといけない所はあるんだと思いますけども、いうなれば内部でしょと。行政からしたら組合ではなくて、天理市の副市長以下に委嘱をしてる

んで、外部なんですけど、いやそれ同じじゃんって言われるに決まっているので、外部調査員を今回入れたわけではないですから、ちゃんと裏付けになる資料は基本的に出すつもりでいって、ここに書いてある事が原文見て何かおかしいと思うんだったら言うてくれたらええやんという形の方がいいかなと。

■：まずこれを公開をして、その資料については依頼があれば請求があれば出しますよと。そんでええんちゃいます。

管理者：いつでも閲覧できるという形の体制がありますから。

■：最初からバサっとじゃなくて、これを出して請求があれば見てもらいます、そんでよろしいですやん。

管理者：その場でコピーできるようなぐらいでちょっと記者にはやろうかなと。

■：問題なければ全然いいと思う。だから裏がね、どうか分からんけど彼本人はやっぱり1社で決まると先程仰ったように高止まりすると。だからそうやって2社あったら例え10%でも下がれば額は大きいから、それをこのみんなで割ったら市町村にすれば4億円くらい戻るやると、他に使えるやると。だから■の為に言うてんねんっていうのが建前かもしれへんけど、その通りです。だからそれに反論する術はない。それがだからうまいんですよ。

管理者：何にも間違った事は言ってない。

■：それはだから、ほんまにそう思っただろうかどうなんかいするのは私も何回も3回も議会でやりあってますけど。でも私もそれは一旦返してしまうとね、我々もタバコの件でこないだ議会でやったんです。タバコもやっぱり禁煙するかで、今ガーってやったら半分のところは■庁舎で吸うところもあれば吸えへんところもある。結局やっぱり吸う人もいるからストレスが溜まるやんかと。職員がどうやねんお前■、造ってくれなあかんやんけ言うてんけど、結局造る場所がなかったんです。それをまあ屋上あるやんけ、屋上やったら危ないからそれは無理です言うたら、いやいや昔、■病院で屋上に洗濯干してたやんかとか、何でそれがあかんのか、まあまあこじつけでそれやっててそれを覆すと、私も思うんですけど、どっちが■か分からへんようになる。何や今の■コロコロ変えて、あれどっちが■か分からへんと。だから私はもうさっきも言うたように、一点の曇りもなかったらそれでいったらええやんと、変える必要ないと。だって続けないとおかしなりますもん。それをいちいち変えてたら、議員に言われて変えてたら、こっち側がさっき言うたように力持ってきて、どっちがどっちか分からない。やっぱりそこはね、ちゃんとした姿勢を示す必要はあると思うんですよ。

管理者：ですから、反論する必要はないと思うんです。向こうが言ってる事は何も間違えてない。ただ結果論として仰っていただいたようになったとしても、制度上は別に6社入れられたんで。

■：それは自信持ってこのまま突き進んで何ら問題ないと思います。

管理者：だから作為的にどっかで基準を変えた形跡があつて、それでその結果何か絞られたという事であれば、正に仰る通りっていう形になろうと思うんですけども、そうじゃないよっていう所を立証できるようにしとくっていう事かなあと。

■：そのまま突き進んで何ら問題ないですわ。

局長：これの公表については、管理者が臨時議会の前に公表するとの話だったんですけど、その辺はいつ出していいか状況を確認した上で又、公表させていただきますので。

管理者：まあこっちの方は、ですから早く明らかにしていこうと。もう必ずありますんでというかも今何個が手を挙げて、何個がエントリーをして、いつ決定でそれが何日とどかっていう所、つぶさにずっともうウォッチャーのように見てる人が、奈良県中に何百もあるという認識の下で動かないといかんかなと思いますんで、ほんとだったら今すぐにも出したいぐらいなんですけど、それは一応この場で申しあげられる事って世の中全般に対して、今こういう状況ですって、やっぱり入札のプロセス途中ですから、プロセスが一段落した時点で、しっかり打ち出していけたらなあと思っております。じゃあ本件についてはそれでよろしいですか。はい、すみません、ちょっと長時間になりましたけども、副市長、危機管理監ありがとうございます。監理監と出向で来てもらってる主幹には、自分の指印を自身を持って押せるレベルを調書作るつもりでとことんやってくれと、何でも見てくれと言ってやりましたんで、要は、すみません、長くなりましたけども。

局長：それでは運営協議会の方へ戻らせていただいて、本日、■、■、■は欠席となっております。それでは資料の確認をお願いしたいと思います。

<省 略>

それでは次第に従って、管理者の方から進行をお願いします。

管理者：はい、それでは時間の関係もごさいます。早速議事に入らせていただきます。まず最初に令和2年第1回組合定例会について、令和2年度一般会計予算案についてを事務局の方から宜しくをお願いします。

係長：はい、すみません。そしたら座ったままで説明させていただきます。

<省 略>

管理者：はい、ありがとうございます。只今説明があった通りでございますけども、令和2年度予算案について何か皆様からご質問等ございますでしょうか。よろしいですか、ではこの予算案を又、定例会の方に諮って参りますので、どうぞ宜しくお願いします。続きまして議事の2番目といたしまして報告事項の1、順次事務局の方から宜しくお願いします。

補 佐：では同じく座って失礼いたします。

<省 略>

管理者：今後の手続きで一番重要な所かなと思いますけども、各市町村議会の役選の関係もあると思いますので、皆様いかがでございましょうか。特に問題はございませんでしょうか。5月下旬か6月上旬に予算をかけていく為の臨時議会がまだ開ければいいんで、究極はそこまでに決まればいいの。

補 佐：ご説明とかもございますので。

管理者：そりゃ事務局の都合としては勿論、事前に説明があるから、そりゃ4月に決まっていた方がいいけど、制度上は要は臨時議会までに決まれば、例えばゴールデンウィーク明けすぐに決まるとかっていう市町村がもしおありだとしてもやむを得ないですよ。

補 佐：はい。

■■■■：うちはいつもそれやな、今管理者言いはった。

■■■■：■■■■議会はゴールデンウィーク明けでもう圧倒的やと思います。

管理者：ですね。なのでそこはもう、うちが巻きで説明に回らないといけないにしても、役選をやっていないのにそこだけ先もって決めて下さいと言っても多分無理。

局 長：これはあれですか、組合から議会にお願いの文書か何か出させていただく事は、やっぱり不都合があるんでしょうか。今ここでお願いしましたけども、各議会の事務局に対して、早く選出していただきたいというお願い文書を出させていただくという事は。

管理者：いやって言うか各市町村議会の作法があると思うので、そこを守らないだけで怒られる可能性があるの。

■■■■：議長、副議長、色んな委員会のメンバー等を決める中でこれも併せて決めていくっていうふうなやり方やと思うんで、これだけ先に決めるのは。

管理者：例えばですよ、契約とその他諸々で、もう臨時議会が4月末に開かないと、多大な支障があるとかって言うのであれば、むしろ旧メンバーで開いて下さい、特に選挙があったわけじゃないんでっていう発想あるかもしれないですけど、5月下旬から6月上旬に開くものについて、他の議長とか常任委員会の委員長の選出を跨いでやってくれっていうのは多分無理ですね。

■■■■：うちはもう暗黙の了解で、コロコロ人を変えるのはよろしくないんで、これはもう若い衆でこうしてよと、内々の話はできてる。

管理者：市は割と早いです。うち4月の末やね。

■■■■：■■■■はほとんどゴールデンウィーク明け。

■■■■：うちとこ5月15日ですから、5月臨時議会。

管理者：だからもう決まってからやらなしゃないですね。

局長：それが決まった頃にうちが、臨時議会を開く予定をしたらええと。

課長：■■■■、今15日と言われました。

■■■■：今年は、今年のスケジュール見たら5月15日に5月臨時会。

管理者：例年そんなもん。やっていかな。

課長：そしたら申し訳ないんですけども20日までには必ずいただけるようお願いできますか。

■■■■：いや、ちょっとそれぐらいの時間ちゃんとまあ。

課長：今の所もし■■■■の場合が15が例年通り15であれば20日もらえるまでは待てるのかな。事務局としては早ければ早い方がありがたいんですけども。

■■■■：逆に議会事務局にちょっとそれ持って帰って言っときますわ。

■■■■：それぞれの■■■■で色んなルールがあるからな。一概な事言われへんけど。

管理者：いいですか、気持ちよく議決をいただくっていう事が大事なんで、中身に関わらず最初の選出のお作法の所で、何かわきまえないとか軽視しているとかっていつ言われたら、中身に入る以前の問題でスムーズに進まないですから。

■■■■：せやけどこういう委員も含めた人事やからな。

管理者：ちょっと日程が極めてタイトになると思いますけど、大丈夫でしょうか。決まった所から、ただそこはちょっとご理解いただきたいんですけど、全部で揃って一斉にではなく決まった所からちょっとご説明に回っていくっていう部分だけはお許しはいただきたいなと思います。それでも大分違ってくる。

■■■■：まあ最初聞いたんは5月20日やったけどね。

管理者：ちょっと又、いつが臨時議会が事務局の方にちょっとよく聞いて下さい。

■■■■：うちは5月8日って決まってるんですわ。

管理者：又、7月に契約承認の議会を開いていただかないといけないっていうところなんで、最初の選出の時にちょっとその辺のスケジュール感っていうのはきちんと共有いただいた上で選出いただいた方がいいのかなというふうに思いますので、そのところ宜しくお願い致します。それでは次の報告事項に移らせていただきます。令和2年度の事業進捗に伴う予算措置についてを事務局から宜しく申し上げます。

補佐：はい、では説明させていただきます。

<省 略>

管理者：はい、ありがとうございます。なので財務会計システムについては必ず補正にかかっていくんですけど、後については状況に応じてそれがそれぞれ上程されていく形になりますので、詳細はご担当の方に事務局からご説明する形になるかと思えます。仮設用地だけでもちょっと詳しく皆さんにご説明していただけるとありがたいんですけど。資材その他も置いとかないといけないっていう事ですね。概ねの場所といたしましては、リサイクルの今回の施設がありますが、そこから名阪の側道に沿ってもうちょっと東に行った所に名阪に架かってる大きな陸橋があります。あの陸橋のつい東辺りに民地がございます、それが結局両方そこに持っていきやすいんですね。

局長：そうですね、大きな置き場所としては、今はまだ一応■■■■に土地貸してるんですけど少ないから、今やったら借りられるという事で。

課長：今、管理者の方から説明がありました場所につきましては、エネルギーの方が主に仮設用地として使う予定を入札公告等の中で要求水準書の方で示させていただいています。今お借りするのが3筆で2,098㎡。一応その3筆が今現状では駐車場として今まで■■■■■にお借しされていた所が、かなり台数も減っておりますので、そこをお借りする予定をさせていただいております。昨年になるんですけども、一応地権者とはお話しはさせていただいて、今の段階で若干提示をさせていただいておりますのは、今その2,098㎡で年間約100万円弱ぐらいの金額は提示させていただいております。その金額の算出根拠なんですけども、ちょうどその西側、隣接しております■■■■■の方に上がっていく道の所に路線価格が14,500円という路線価格が入っておりますので、一応固定資産税の方とも色々やり取りをした中で、路線価格を今後用地等で借り上げる場合の算出資料としては、そこに0.5を掛けて、半分の代金に対して近畿の用地対策連絡協議会等が示しております0.06の割数をかけて12で割ったところが、平米単価1カ月37円ぐらいの価格になりますので、その計算を基に今のところは事務局としては算出根拠として持っており、地権者との話は今のところ、まだ額に関しての了承までは至っておりませんが、借地としてお借りさせていただけるという了承だけはまずは取り付けてる状況であります。

管理者：はい、なので又、細かい金額の事はお諮りをさせていただきます。きちっと賃料の算定根拠というのもその際に申し上げられるようにいたしますので宜しくお願いします。これがないと建設できないんですね。

課長：そうですね、それは発注者の義務として求められてるところがありますので、それが今のエネルギーの所でマテリアルの方につきましては、平米数的にはマテリアルの用地に即隣接しております所で、そこはちょっと色々土地を探したんですけどなくて、今のところ1筆の467㎡で約21万円弱の価格で相手の方とは了承は得ております。

管理者：はい、ありがとうございます。具体的な地図も次予算をお諮りする際にはお示ししたいと思っておりますので宜しくお願いします。

■■■■■：路線価格も結構高い金額やね、今聞いたら。

課長：若干なんですけども、今ちょっと金額の話を出したんですけども、一応マテリアルの方の底地の賃貸借、天理市から転貸借の方でお借りしてる平米単価が55円です。仮設用地でするので、あまり同じような単価にもっていきませんし、色々近畿地区の用地対策、用対連といいます協議会の方の積算根拠も色々加味しながら考えて、今のところ40円までやったらどうかなっていうところは思っております。

管理者：なので又、宜しくお願いします。という事で3点ご説明いたしました。何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。高圧線に関しては本当にラッキーだったというふう

に思っておりますので宜しくお願い致します。続きまして、3点目もう既に大分議論いただいているという事ですが、リレーセンターの建設時期について、事務局から宜しく申し上げます。

補 佐：それではリレーセンターの建設時期についてご説明させていただきます。

<省 略>

管理者：今申し上げた体でございますが、何かご質問とかご意見は如何でしょうか。各ご担当にはもう伝えてあるんですね、はい。

■■■■：僕の耳には入ってます。最初はスケジュールがオープンの表示やってんけど、いやちょっと試運転する半年程という事で、グーっと半年だけ縮めました。

管理者：すみません、ありがとうございます。ごみが足りないと思わないといけないですね。これ滑稽な話なんですけど、試運転するのにきちんと十分なごみ量がいるという事ですので。このリレーセンターから持って搬入するにあたっては、結構地元の方とも協定書で詰めた部分ですので、運用ルールに基づいてそれまでに承知もしていただかないといけませんし、その辺りの段取りも含めて詰めていきたいと思いませんので宜しくお願い致します。

■■■■：これは初めの令和5年7月は初めちょっと練習の為にっていう事で前倒しで、実際の運行までには絶対間に合わなければならないという事で、試運転には必ずしも間に合わなければならない事ではない。

補 佐：ただそうなってくるとごみの量が圧倒的に足りなくなるので、ごみを買うという事になってくる。

■■■■：これはただ又、揉めるの見えるから。

管理者：■■■■とも一旦お話しをしてある。どんな反応でした。

補 佐：まあ、なかなかしんどいなっていう。

■■■■：そうそうそうそう。又業者というか、又同じような事がうちの■■■■で又繰り返されますから。

局 長：状況としたらそういう状況ですので、その都度、又担当者とは打ち合わせさせていただきますので。

だという事でありましたので、本決まりになりましたら又皆様方に履歴の方は確認をさせていただきたいと思えます。それがあつた上で技術職2名というのは相当ハードルが高いんだというふうに思っておりますけれども、3名必要だという事でございまして、各市町村ともなかなか人員体制についてはひっ迫しているところかなと思えますが、ちょっと本市は技術職に関してはもう全く手当てできる目途が立っておりませんので、もし可能であればという事なんですけれども、如何でしょうか。即答はし難いですね。

■■■■：即答はちょっとできないですね。

管理者：なので少し来年に向けてただ必要な人員だという事なんで、お持ち帰りをいただきたいと思えます。その上で又うちの方から協議をさせていただきますので、不可能だという所と可能かもしれないという所をちょっとご相談をさせていただいて、もし仮に我々10市町村だけではどうにもならないという場合、その蓋然性は高いと思っておりますけれども、どこかしらに人員を求めていかないといけません。今、直近では県の方にも相談せざるを得ないなと思っております、奈良モデルという事で上げていただいておりますので、ただ県も今技術職は結構大変らしいんです。ほんと少数名だけ市町村にサポートで回ってらっしゃる方があるという事なので。

■■■■：建築でしたっけ。

管理者：建築です。

■■■■：建築、設備、機械、その類やな。

管理者：その類っていう事でいいですね。

■■■■：土木ではないんや。

局長：できましたら建築の方がいいかなあとは思うんですけど。

管理者：建築でお願いをできたら、なので。

■■■■：土木でもおらへんのに、建築やったらなおおらんわ。

管理者：そうなんです。であれば■■■■にはちょっとお話しを始めようかなと思っております。私が皆さんからのリクエストの総意という事で、代表して申し上げさせていただいてよろしいでしょうか。是非■■■■だったり可能であればお願いしたいところなんですけど、ただ2という数字が出せたとしても、2というのはしんどいと思えますので、いずれにしても足りない状況だろうと思えます。なので、今日皆様方にご承認いただいたという事で、ちょ

っと組合を代表して██████に掛け合わせさせていただきたいと思ひますんで宜しくお願ひ致します。

██████: これからいくとね。雇用形態はどういう形の雇用形態でいきますの。例えば会計年度別今やってる会計年度別の職員というような形になるのか。

██████: 現役なのか、要はOBを嘱託として雇うのかという事によって、ちょっとまあ話の持っ
ていき方も違いますやんか。

局 長: だからその該当する方がどういう状況なのかによって変わってくる、ただ大阪の方につ
いては年度採用っていうんですか、来年度からの。

管理者: 今給与はいくらで言っていましたっけ。

局 長: 給与はちょっと忘れましたが30いくらでした。だからそれもね、市が採用されるんで、
やっぱりレポートか何か出してもらって、手順を踏んでいかなあかん。

管理者: ですから、いわゆる2度のお勤めよりは高くないと引っ張れないという事情が。

██████: それはそれでいいですわ。

██████: それやったら、会計年度。

管理者: 任期付職員じゃなかった。

局 長: そうやったと思ひます。

管理者: 任期付でやらないと、要は参与みたいな感じの。

██████: そんだけの給料よりも高いんやろね。

管理者: はい。

██████: 建築職いうたら██████にないの。

管理者: ██████やったら先輩から。

██████: 余ってはるん。

■：いやいや余ってないけど、あの一まあ今減らしとるかなあ、結構ね。

管理者：3年とかでもやってはりますけど。

■：あー、そういうとこ採っとるか分からんなあ。一時期仕事が少なかった時にちょっと余って、事務職に手伝いに行ったりもしてた。そういう時があったんで。

管理者：まあ一時的にはそりゃやっぱり県の方が多分。

■：まずそれはそれ。

管理者：OBで凄くいい方がいらっしゃって、もし声かけ出来る方がいらっしゃったら。

■：県の現職とかな。

■：僕も10年くらい離れてるから、若い子の事よう分からんけど声かけるとしたら上の方に声かけなあきませんな。

管理者：なので、できるだけ早期に動きたいなと思っております。無理だったら他の自治体とか、色々な所に声はかけないといけませんので、ご検討の程くれぐれも宜しくお願い致します。職員の派遣についてはよろしいでしょうか。事務局からはいいですね。で、これもう全員を含んだ予算で予算はできてるんですね。

局長：そうですね。赤で書いてる部分を予算計上させていただいてます。多分そのままなります、列としては。

係長：予算計上させていただいております。

管理者：はい、なので一応補正はせずこの体制前提という事でやっております。

■：すみません、事務職の方はどうされるんですか。追加の事務職。

局長：事務職ですか。

管理者：これも是非していただけるんだったら大変ありがたいです。

■：という事なんですね。

■：派遣という事ですな。

局長：まず天理市に派遣していただいて、出向という形になります。

：今決まってるのは課長だけですよ、大阪の。大体目処立ってるの。

管理者：はい、そうです、だけです。なので事務職1名技術2名、これが空いていると。なかなかうちも事務職もカツカツでして、もうなかなかないんですけど。

：うち手足らん、手足らんってやかましいんや。

：どことも一発目に出てくるのはそれですね。

管理者：すみません、宜しくお願いを致します。では続きまして、ちょっと気が早いんですけど起工式の招待者の確認について、これは事務局からでいいですか。これいつ想定なんでしたっけ。

局長：来年の臨時議会で本契約してから6カ月程設計がかかりますんで、その後になってくるんで令和3年くらいにはなる可能性はありますけれども。

管理者：来年度末ぐらいの可能性もある。

局長：来年度末ちょっと無理かも分からんけど、早ければそれくらい。遅ければ令和3年度なんですけれども、その時にある程度招待する方が把握できてないと事務局として段取りがあるんで、ここでご確認の方お願いしたいなど。

管理者：一般論で申し上げれば、基本的に運営側が私共皆様方と組合の選出議員かなと思っております。これ論点だと思うんですけど、各組合の選出議員以外の各市町村の議員どうしようかなと。

：難しいところやね。

管理者：今まで議員だった方とかもいらっしゃいますけども。組合議員やったけどもとか。これは私もちょっと一概に決められないなど。

：それ言うたらどんどん広がっちゃう。

管理者：切りがないと言えないですが。

：それやったらその時点での議会の議長とか。

管理者：そういう役で区切っていただく方がやり易いのはやり易いです。そういたしましたら、選出議員プラス 10 市町村のその時の議長という形でよろしいですかね。一旦そのラインで。又これは紙で確認させていただく形になりますけども、後は地元代表、これは地域の方で私共としてはこの地番の周辺区域の皆様方、そこに奈良市の精華地区と郡山の治道地区は説明は行ってるので、会長だけは声掛けといた方がいいかなど思っております。後は県の関係で知事と関係部署の方、そして 10 市町村選出の県議の先生方というのは如何でしょう。これはやっぱり必要かなと思います。ですから 10 市町村を選挙区にする県議の先生方一通りで、県選出の国会議員の先生方は全部陳情の時にお世話になっておりますので。式典の起工式は焼却施設の建設予定地の方で行いまして、マテリアルの方も見学はできるようにしておこうと。式典 1 カ所で、バスが何か用意しといて、マテリアルの方も見たい方っていう方もいらっしゃると思うので、それはもう見学っていうような感じで、希望者に行っていただくというような形で 2 カ所ではなく 1 個で纏められたらなど思っております。それでいいですね。特にこの点についてはご意見というのはございませんでしょうか。

局長：マテリアルも当然業者が起工式という、要するに地鎮祭をやると思いますが、それはもう勝手にというたらおかしいですけど、招待者呼ばないという形で。

管理者：無事にまず起工式までいくのが大事だというふうに思っておりますので宜しくお願いを致します。そしたら報告事項 2 としては以上であります、大分時間も過ぎておりまして、その他の事項では如何でございましょう。何かこの機会でございますので、ございましょうか。

：もうここで起工式の話までして、待ったなしやね。

管理者：そういたしましたら、その他事項で私からもう 1 点だけ今年の 1 月末だったか 2 月に入ってたかにやらせていただきましたけども、是非又、合同陳情は行けたらなど思っております。皆様お忙しい時期かなと思いますけども、何れにしても他の省庁等にも行っていただく機会になろうかなと思いますし、環境省の方も人員替わっておりますので、内示が出るまではこれはちゃんと定期的に行き続けて熱心だということはやりたいと思っておりますので、1 月末か 2 月の初めくらいでちょっと又うちの方からご都合の良い日程を調整させていただきたいと思っておりますので宜しくお願いを致します。それでは大変長時間に亘りましたが、他にございませんでしたら以上で本日の運営協議会は閉会させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

以上